

件名	消防団について
受付日	令和7年11月17日
ご意見・ご提案の概要	<p>年々、消防団員が減少している状態だが、要因の一つとして報酬の低さがあると思う。報酬額の決定は各市町村に委ねられていると思うが、ばらつきがあり、とても低いところもある。</p> <p>何かの活動をした場合、だいたい半日ほどかかるが、時給換算するとだいたい200~300円程度しかない。また、各分団の通常訓練ではおそらく無報酬となっており、年額報酬は団員に直接振り込みで支給されても、分団が引き落として回収してしまう。</p> <p>最低賃金が1,000円を超える中、このような金額では到底団員へ加入してもらえないで、最低限の対応として、岐阜県内統一で活動時間に対して最低賃金同等金額を支給してほしい。</p>
県の考え方	<p>消防団員の報酬については、国が標準額を示しており（非常勤消防団員の報酬等の基準）、各市町村ではこの基準に基づき、条例により報酬額を決定しております。</p> <p>また、引き落としによる報酬の回収については、詳細な状況が不明ですが、懇親会の会費等を目的とした集金は、団員全体で議論し、総意に基づいて行われるべきであることから、ご意見を受け、各市町村にこのことを再度、周知いたしました。</p>
担当課	危機管理部 消防課